

糸田町ふるさと納税中間管理業務委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、糸田町ふるさと納税中間管理業務委託（以下「委託業務」という。）に係る契約の相手方となる受託者の選定にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務名

糸田町ふるさと納税中間管理業務委託

3. 委託業務の概要

「糸田町ふるさと納税中間管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4. 委託期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

ただし、運用開始予定日は令和 7 年 8 月 1 日からとする。また、契約締結日から運用開始日までは引継ぎ及びシステム等の準備期間とし、準備期間における委託料は発生しないものとする。また、準備期間は進捗状況に応じて、変更する場合があるものとする。

5. 委託料の上限

4,160,000 円（消費税別）

※委託料は対象寄附金額に対する単価契約とし、見積上限額は、寄附想定額 52,000 千円に対する業務単価 8%（税別）を上限とする。

6. 選定スケジュール

項目	日程
募集の公告	令和 7 年 5 月 22 日（木）
参加表明書提出期間	令和 7 年 5 月 22 日（木）～6 月 2 日（月）午後 5 時
参加表明書に関する質問受付期間	令和 7 年 5 月 22 日（木）～5 月 27 日（火）午後 5 時
参加表明書に関する質問回答期間	令和 7 年 5 月 29 日（木）までに随時回答
参加資格の決定及び通知	令和 7 年 6 月 3 日（火）
企画提案書等の提出期間	令和 7 年 6 月 3 日（火）～6 月 16 日（月）午後 5 時
企画提案書に関する質問受付期間	令和 7 年 6 月 3 日（火）～6 月 10 日（火）
企画提案書に関する質問回答期間	令和 7 年 6 月 11 日（水）までに随時回答
プレゼンテーション	令和 7 年 6 月 23 日（月）～6 月 27 日（金）うち 1 日
審査結果の通知	令和 7 年 6 月 30 日（月）

※参加者が 5 者以上の場合、後述の審査基準に基づき事前審査を実施する。事前審査の合計得点が高い方から上位 4 者程度に絞り、プレゼンテーションを行うものとする。

その他、プレゼンテーションの詳しい詳細は別途通知する。

※審査結果については町ホームページで公開する。

※各期日については目安であり、状況によっては日程を変更する場合がある。

7. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 糸田町の競争入札参加資格者名簿（役務）に登載されていること。
- (5) 契約締結までの間に、本町又は福岡県より指名停止又は指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (6) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (7) 糸田町暴力団排除条例第 6 条、糸田町暴力団等排除措置要綱第 3 条及び第 5 条による排除措置、並びに、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等又は福岡県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- (8) 本業務に関する十分な実績と能力を有していること。併せて、過去 3 年間に筑豊圏域において、仕様書中「5. 業務の内容」と類似の業務を年間通じて一括受託した実績を有していること。
- (9) 本町担当課および事業者に対し、必要に応じて直接訪問が可能であること。
- (10) 毎月の寄附実績や活動状況等を定量的にレポートにまとめ、報告可能であること。
- (11) 租税滞納のないこと。

8. 提出書類

- (1) 参加表明書の提出について

ア 提出期間

令和 7 年 5 月 22 日（木）～ 6 月 2 日（月）午後 5 時必着

イ 提出書類

- ①参加表明書（様式第 1 号）
- ②履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し
- ③直近 2 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

④業務経歴書（任意様式）

※過去５年以内に実施した、国及び地方公共団体における同種・類似業務の実績について記載すること。

⑤役員等調書及び照会承諾書（様式第２号）

⑥納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書）の写し（免税事業者等も要提出）

ウ 提出部数

①～⑥の提出書類 各１部

エ 提出方法及び提出先

〒８２２－１３９２ 福岡県田川郡糸田町１９７５番地１

糸田町役場 地域振興課 企画係 担当：上野、有田

電話番号：０９４７－２６－４０２５

F A X：０９４７－２６－１６５１

メー ル： chiiki@town.itoda.lg.jp

上記住所へ郵送（簡易書留）又は持参。

直接持参する場合、開庁日の午前８時３０分から午後５時まで。

オ 質問受付期間

令和７年５月２２日（木）～５月２７日（火）午後５時まで

※別に定める「質問票」により、電子メールまたはFAXで提出すること。

※回答は糸田町ホームページで公開する。令和７年５月２９日（木）までに随時更新するので注意すること。

カ 参加資格の決定通知

令和７年６月３日（火）

※参加資格決定後、電子メールにより連絡を行い、後日文書を郵送し正式に通知する。メール受信後、結果にかかわらず、直ちに受け取り済みであることをメールまたは電話により連絡をすること。

（２）企画提案書の提出について

企画提案書の提出について、企画提案書以外に下記の書類も提出すること。また、企画提案書は任意様式とする。ただし、A4判縦使い（図表等についてはA3判横使いでも可とする）、横書き、左綴じで、文字は10.5ポイント以上（図表を除く）とする。提案内容は別紙仕様書を踏まえたものとし、次の事項を含むものとする。

- ・貴社の業務実施方針
- ・本業務に必要となる業務項目と内容
- ・本業務のスケジュールと役割分担
- ・本業務の実施体制

また、事前審査用の資料として、企画提案概要書を併せて提出すること。

ア 提出期限

令和7年6月3日（火）～6月16日（月）午後5時必着

イ 提出書類

①企画提案書

②企画提案書提出届（様式第3号）

③業務実施体制（様式第4号）

④見積書（任意様式）

※総額の本体価格（税抜き）を記載すること。

⑤見積内訳書（任意様式）

⑥個人情報保護方針等（任意様式）

⑦企画提案概要書（事前審査用・任意様式）

※提案金額及び提案内容が分かるよう、A3版横使いで1枚にまとめること。

ウ 提出部数

①、③～⑤、⑦ … 各7部 ※①は原本1部、副本6部。

②、⑥ … 各1部

エ 提出方法及び提出先

8（1）エに同じ

オ 質問受付期間

令和7年6月3日（火）～6月10日（火）午後5時まで

※別に定める「質問票」により、電子メールまたはFAXで提出すること。

※回答は糸田町ホームページで公開する。令和7年6月11日（水）までに随時更新するので注意すること。

カ 事前審査

参加者が5者以上の場合、下記の審査基準に基づき事前審査を実施する。選定方法は書類審査とし、上記⑦「企画提案概要書」の内容に基づき審査を行う。事前審査の合計得点が高い方から上位4者程度に絞り、プレゼンテーションを行うものとする。

事前審査の選定結果については、「9. プレゼンテーション」の案内と併せて通知する。ただし、合計得点や評価内容など、選定有無以外の内容は通知しない。

	評価項目	主な評価基準	配点
1	業務経歴	・ 同種、類似業務に関する実績等	10
2	業務のスケジュールと 役割分担	・ 担当者の配備体制と業務履行体制の適切さ （業務着手～運用開始までの効率的な作業 工程の策定、運用開始後の業務体制 等）	10
3	寄附者増加につながる 取組	・ ポータルサイトの視覚的魅力度や閲覧数の 向上につながる取組	20

		・リピーターや新規寄附者獲得に資する取組 ・新規返礼品の開拓、既存返礼品のブラッシュアップ 等	
4	提案価格	・提案価格の適切さ	20
	合計		60

※提出された企画提案書等は返却しないものとする。

※参加資格決定後、何らかの理由があつて企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出すること。

9. プレゼンテーション

令和7年6月23日（月）～6月27日（金）のうち、糸田町が指定する日時において提案内容のプレゼンテーションを行う。

詳しい日時等については、後日通知する。

10. 選定審査

（1）審査方法

事業者の選定にあたっては、企画提案書を元にプレゼンテーションを実施したのち、糸田町において審査を行い、最も合計得点が高い者を選定する。

なお、事前審査の点数・評価はプレゼンテーションでの審査結果に影響しない。

（2）審査結果の通知

令和7年6月30日（月）午後3時までに、町ホームページで公表する。選定された1者に対して電子メール及び文書で通知する。

また、審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑応答には一切応じないものとする。

11. 注意事項

（1）参加者は1つの提案のみ行うこと。

（2）参加表明書及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

- ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・指示した事項又は企画提案書に関する条件に違反したとき。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。
- ・1つの法人、団体及び同一の代表者が重複して複数の参加表明または提案を行った場合。

- ・企業グループの構成員が、単独または他の企業グループの構成員として、本業務の提案を行った場合。

1 2. その他

- (1) 本町における令和4年度～令和6年度の寄附件数、金額は以下のとおりである。

年度	寄附件数	寄附金額
令和4年度	2,457 件	40,343 千円
令和5年度	2,171 件	39,753 千円
令和6年度	1,645 件	46,133 千円

- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、業者の選定以外には、提出者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- (4) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じない。
- (6) 本プロポーザルは、委託業者の選定を目的に行うものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約後の業務内容については、糸田町と委託業者の協議により仕様を確定し、そのうえで契約を締結する。

1 3. 問合せ

〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1

糸田町役場 地域振興課 企画係 担当：上野、有田

電話番号：0947-26-4025

F A X：0947-26-1651

メー ル：chiiki@town.itoda.lg.jp